

令和5年5月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

相続時精算課税制度の改正

2024年以降の贈与から適用

相続時精算課税制度とは、原則として贈与年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母から、同日において18歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

現行の相続時精算課税制度は、贈与者ごとに累計2,500万円の特別控除を適用することができ、2,500万円を超えた贈与財産については贈与税の税率が一律20%となります。累計2500万円までの贈与財産について贈与税はかからないものの、贈与者が亡くなった場合には贈与時の価額を相続財産に加算して相続税を課税することとなります。また、現行制度においては、相続時精算課税制度を選択した年分以降の全ての贈与財産を相続財産に加算することとなっています。

令和5年度税制改正により、令和6年1月1日以降の相続時精算課税については「基礎控除」が創設され、年間110万円までの相続時精算課税贈与は、相続財産に加算されないこととなりました。

【改定点】

1 基礎控除110万円の創設

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年贈与の基礎控除とは別に、課税価格から基礎控除110万円が控除できることとされます。

2 相続税の課税価格に加算される金額

特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の価格は、基礎控除110万円を控除した後の残額とされます。

3 災害等で被害を受けた場合

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与を受けた土地・建物が災害で一定の被害を受けた場合は相続時に再計算されることとなります。

現行の相続時精算課税贈与の計算方法

$$\left\{ \text{贈与財産の価額} - \begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{(累計2,500万円まで)} \end{array} \right\} \times \begin{array}{c} \text{贈与税率} \\ 20\% \end{array} = \text{贈与税額}$$

改正後の相続時精算課税贈与の計算方法 (2024年～)

$$\left\{ \text{贈与財産の価額} - \begin{array}{c} \text{基礎控除} \\ \text{(毎年110万)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{(累計2,500万円まで)} \end{array} \right\} \times \begin{array}{c} \text{贈与税率} \\ 20\% \end{array} = \text{贈与税額}$$

基礎控除額と同額の110万円を10年間贈与した後に相続が発生した場合、暦年贈与は相続開始前7年間分の770万円を相続財産として持ち戻しますが、相続時精算課税制度は持ち戻す額はありません。基礎控除額以下での贈与であれば確実に相続時精算課税制度の方が節税効果はあることとなります。しかし相続時精算課税制度は一度選択すると撤回することができない為、二度と暦年課税へ変更することはできません。

暦年贈与と相続時精算課税制度のいずれが効果的な節税になるかはケースバイケースであり、事前に相続税のシミュレーションをした上で検討しなければなりません。